

「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査（無侵襲的出生前遺伝学的検査）」 ご希望の妊婦さんへ

平成25年5月より、母体血を用いた胎児染色体検査の臨床研究を開始しました。検査をご希望の妊婦さんは、以下を参考にして産婦人科の遺伝外来を予約してください。なおこの研究では、遺伝カウンセリングを受け検査について十分理解していただいたうえで、検査を受けていただくことになります。

検査についての情報は、[NIPTコンソーシアムのホームページ \(http://www.nipt.jp\)](http://www.nipt.jp) をご参照ください。

遺伝カウンセリングの予約方法

- ・ 遺伝外来は水曜日午後（14:30～16:30）です。
- ・ 平日（月曜～土曜）の15:00～17:00に、産婦人科外来(049-276-1297)へご本人がお電話のうえ、遺伝外来の予約をお取りください。
- ・ 予約枠がいっぱいの場合、ご希望の日に予約できないことがあります。
- ・ カウンセリングおよび検査を受けるには以下の要件が必須となります。よくご確認いただいてから、予約の電話をおかけください。

1. 既に産婦人科医の診察を受け、超音波検査により胎児の心拍が確認され出産予定日が決定されていること。
2. 初回の受診の際に、かかりつけの産婦人科からの紹介状（出産予定日が明記されたもの）を持参すること。
3. 初回カウンセリング日が妊娠週数が10週0日以降であること。
（予約状況の確認は妊娠が分かった時点からご相談に乗ります。）
4. 単胎妊娠であること。
5. 検査前後の遺伝カウンセリング（全2回）をご夫婦で受けること。
6. 研究の目的である検査前後のアンケート（全2回）にご回答いただくこと。
7. 「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査に関する指針」より、下記のいずれかの条件を満たすこと。
 - 1) 染色体疾患（21トリソミー、18トリソミー、13トリソミーのいずれか）に罹患した児を妊娠、分娩した既往を有する場合
 - 2) 高年妊娠の場合（分娩時35歳以上、ただし凍結胚移植による妊娠の場合、採卵時年齢が34歳2ヶ月以上）

- 3) 胎児が染色体疾患（21トリソミー、18トリソミー、13トリソミーのいずれか）に罹患している可能性の上昇を指摘された場合※
※ 超音波検査、母体血清マーカー検査で可能性の上昇を指摘されている場合や両親にロバートソン転座（21/13染色体など）がある場合

臨床研究の対象とならない妊婦さんは以下の通りです。

- 1) 胎児に超音波検査で形態異常が証明されている（転座を含めて診断可能な羊水・絨毛染色体検査を推奨します）
- 2) 出産予定時年齢が35歳未満である（今回検出する染色体疾患の発生率が低いと考えられる妊婦さんにおける検査精度は検討されていません。）
- 3) 両親のいずれかが転座などの染色体構造異常の保因者である（羊水染色体検査を推奨します。ただし、21/18/13番染色体に関連する転座などでは本検査の対象になる場合があります）
- 4) 多胎妊娠である

その他の注意事項

以下の事項にご留意ください。

1. 検査費用：約21万円 遺伝カウンセリング料5,000円（税別：2回）が別途かかります
2. 検査結果判明までの期間：およそ2～3週間
3. 初回のカウンセリング当日には検査（採血）は行いません。原則として1週間後（またはそれ以降）に行います。